The University of Osaka
Institutional Knowledge Archive

| | |
|---|---|
| Title | 春秋經傳集解譯稿續篇（七）：襄公二十五年 |
| Author(s) | 岩本，憲司 |
| Citation | 中国研究集刊. 2004, 35, p. 56-83 |
| Version Type | VoR |
| URL | https://doi.org/10.18910/60891 |
| rights | |
| Note | |

*The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA*

https://ir.library.osaka-u.ac.jp/

The University of Osaka

中国研究集刊　雲号（総35号）平成十六年六月　五六―八三頁

# 春秋經傳集解譯稿續篇（七）

## ――襄公二十五年

岩本憲司

〔襄公二十五年〕

經二十有五年春齊崔杼帥師伐我北鄙

經夏五月乙亥齊崔杼弑其君光

㊟齊侯は、盟主に背いたけれども、民に對して無道だったわけではないから、臣（の名）を書いて、崔杼を罪責したのである。

附宣公十年「癸巳陳夏徵舒弑其君平國」の注に「靈公惡不加民　故稱臣以弑」とある。なお、同四年の傳文に「凡弑君　稱君　君無道也　稱臣　臣之罪也」とあり、注に「稱君　謂唯書君名而稱國以弑　言衆所共絕也　稱臣者謂書弑者之名　以示來世　終爲不義」とあるのを參照。

經公會晉侯宋公衛侯鄭伯曹伯莒子邾子滕子薛伯杞伯小邾子于夷儀

經六月壬子鄭公孫舍之帥師入陳

㊟子產の（順當な）言い分によれば、陳は不義であったために攻め込まれたから、舍之に對して譏りがない〔「人」と稱していない〕のである。（なお、このことについては）『釋例』に詳しい。

附疏に引く『釋例』に「陳蔡　楚之與國　鄭欲求親於晉　故伐而入之　晉士莊伯詰其侵小　且問陳之罪　子產荅以東門之役　故免於譏　及其侵蔡　既無晉命　又無直辭　君死主少　興師以求媚於晉　義取亂略　不能以德懷親　又不能以直報怨　故二大夫異於子產也　陳之見伐　本以助晉　晉不逆勞　而以法詰之　得盟主道理　故仲尼曰

晉爲伯　鄭入陳　非文辭不爲功　善之也」とある。なお、下の傳文に「鄭子產獻捷于晉　戎服將事　晉人問陳之罪　對曰（中略）今陳忘周之大德　蔑我大惠　棄我姻親　介恃楚衆　以憑陵我敝邑　不可億逞　我是以有往年之告　未獲成命　則有我東門之役　當陳隧者　井堙木刊（中略）晉人曰　何故侵小　對曰　先王之命　唯罪所在　各致其辟（中略）士莊伯不能詰　復於趙文子　文子曰　其辭順　犯順　不祥　乃受之」とある。また、八年「鄭人侵蔡　獲蔡公子燮」の注に「鄭子國稱人　刺其無故侵蔡以生國患」とある。

經 秋八月己巳諸侯同盟于重丘

注 （上の）夷儀の諸侯である。「重丘」は、齊地である。「己巳」は、七月十二日であり、經がまちがっている。

附 下の傳文に「秋七月己巳同盟于重丘　齊成故也」とある。

經 公至自會

注 傳はない。

經 衛侯入于夷儀

注 「夷儀」は、もと邢の地であったが、衛が邢を滅して、衛の邑となっていた。晉は、衛の衍が國を失ったことをあわれみ、衛に命じて、衍に一邑を分け與えさせたのである。「入」と書いているのは、（單に）外から入ったという表現であって、國が迎えた場合の例ではない。

附 注の前半については、僖公元年に「夏六月邢遷于夷儀」とあり、注に「夷儀　邢地」とある。また、同二十五年に「春王正月丙午衛侯燬滅邢」とある。また、十四年に「己未衛侯出奔齊」とある。

注の後半については、疏に引く『釋例』に「春秋稱入其例有二　施於師旅　則曰不地　在於歸復　則曰國逆國逆又以立爲例　逆而不立　則皆非例所及　諸在例外稱入　直是自外入內　記事者常辭　義無所取　而賈氏雖夫人姜氏之入　皆以爲例　如此甚多」とある。なお、成公十八年の傳文に「凡去其國　國逆而立之　曰入」とある。

經 楚屈建帥師滅舒鳩

注 傳は、衛侯が夷儀に入ったことの上にあるのに、經が下にあるのは、赴告に從ったのである。

附 下の傳文に「八月楚滅舒鳩」とあり、ついで、「衛獻公入于夷儀」とある。

經 冬鄭公孫夏帥師伐陳

注 陳が依然として服從しなかった（からである）。

附 上に「六月壬子鄭公孫舍之帥師入陳」とある。

経 十有二月吳子遏伐楚　門于巢　卒

注 「遏」は、諸樊である。巢の牛臣に殺されたのである。

「滅」と書いていないのは、楚人がその尸を獲得できず、吳が「卒」として赴告してきたからである。（名を書いているのは）同盟はしていなかったけれども、名をもって赴告してきた（からである）。

附 注の「遏　諸樊也　爲巢牛臣所殺」については、下の傳文に「十二月吳子諸樊伐楚（中略）吳子門焉　牛臣隱於短牆以射之　卒」とある。

注の「不書滅者　楚人不獲其尸　吳以卒告」については、昭公二十三年の傳文に「書曰胡子髡沈子逞滅　獲陳夏齧　君臣之辭也」とあり、注に「國君　社稷之主　與宗廟共其存亡者　故稱滅　大夫輕　故曰獲　獲　得也」とあり、その疏に引く『釋例』に「國君者　社稷之主　百姓之望　當與社稷宗廟共其存亡者也　而見獲於敵國　雖存若亡　死之與生　皆與滅同　故曰胡子髡沈子逞滅　諸以戰傷死　雖敗績而不見擒　故經皆不曰滅」とある。なお、公羊傳文に「傷而反　未至乎舍而卒也」とあり、穀梁傳文に「有矢創　反舍而卒」とあるのを參照。

注の「未同盟而赴以名」については、僖公二十三年の傳文に「赴以名則亦書之」とあり、注に「謂未同盟」とある。

傳 二十五年春齊崔杼帥師伐我北鄙　以報孝伯之師也

注 前年に、魯が、孟孝伯に命じて、晉のために齊を伐たせた。

附 二十四年の傳文に「孟孝伯侵齊　晉故也」とある。

傳 公患之　使告于晉　孟公綽曰　崔子將有大志

注 君を弑することに關心が向いている、ということである。

「孟公綽」は、魯の大夫である。

附 二十三年の傳文に「陳文子見崔武子　曰　將如君何　武子曰　吾言於君　君弗聽也　以爲盟主　而利其難　羣臣若急　君於何有」とあり、注に「言有急不能顧君　欲弑之以說晉」とある。なお、『論語』憲問「子曰　孟公綽爲趙魏老則優　不可以爲滕薛大夫」の〈集解〉に「孔曰　公綽　魯大夫」とあるのを參照。

傳 不在病我　必速歸　何患焉　其來也不寇

注 寇害を與えていない、ということである。

附 『呂氏春秋』孟春紀〈貴公〉「大兵不寇」の高注に「寇害也」とあるのを參照。

傳 使民不嚴

注 民の歡心を買おうとしている、ということである。

傳 異於他日　齊師徒歸

㊟「徒」は、空である。
㊟『國語』晉語六「諸臣之委室而徒退者　將與幾人」の韋注に「徒　空也」とあるのを參照。

傳齊棠公之妻　東郭偃之姊也
㊟「棠公」は、齊の棠邑の大夫である。
㊟『史記』齊世家「棠公妻好」の〈集解〉に「賈逵曰　棠公　齊棠邑大夫」とあるのを參照。

傳東郭偃臣崔武子　棠公死　偃御武子以弔焉　見棠姜而美之
㊟その美貌に魅せられたのである。

傳使偃取之
㊟自分のために娶ろうとしたのである。

傳偃曰　男女辨姓
㊟「辨」は、別である。
㊟二十八年及び昭公元年の傳文「男女辨姓」の注に、同文がみえる。なお、『周禮』天官の敍官「辨方正位」の注に「辨　別也」とあるのを參照。

傳今君出自丁
㊟齊の丁公が、崔杼の祖である。
㊟『史記』齊世家に「蓋太公之卒百有餘年　子丁公呂伋立」とあるのを參照。

傳臣出自桓　不可
㊟齊の桓公小白が、東郭偃の祖である。同じく姜姓だから、結婚できない、ということである。

傳武子筮之　遇困䷮
㊟下が坎（☵）で上が兌（☱）のが、「困」（䷮）である。

傳之大過䷛
㊟下が巽（☴）で上が兌（☱）のが、「大過」（䷛）である。「困」の六三（下から三番目の一）が（一に）變じて「大過」となる、ということである。

傳史皆曰　吉
㊟崔子におもねったのである。
㊟疏に「服虔云　皆　二卦」とある。

傳示陳文子　文子曰　夫從風
㊟坎は中男であるから、「夫」と言っているのである。變じて巽となるから、「風に從う」と言っているのである。
㊟『易』說卦に「坎再索而得男　故謂之中男」とあり、また、「巽（中略）爲風」とあるのを參照。

傳風隕　妻不可娶也
㊟風は、よく物を隕落させる者である。變じて隕落させるから、「妻は娶ってはならない」と言っているのである。
㊟異說として、陸粲『左傳附注』に「此當以風隕妻爲句　言夫則從風　風能隕妻也」とある。

傳 且其繇曰　困于石　據于蒺梨　入于其宮　不見其妻　凶

注 〈困〉の六三の爻辞である。

傳 困于石　往不濟也

注 坎は、險であり、水である。水（中）の險なる者は、石であり、動かすことが出來ない。

附 『易』〈坎〉の彖に「習坎　重險也」とあるのを參照。また、說卦に「坎爲水」とあるのを參照。

傳 據于蒺梨　所恃傷也

注 坎は、險であり、兌は、澤である。澤が生み出す物のうちで、險なる者は、蒺梨であり、これを恃みにすれば、傷つけられる。

附 『易』說卦に「兌爲澤」とあるのを參照。また、『爾雅』釋草に「茨　蒺梨」とあり、郭注に「布地蔓生　細葉子有三角　刺人」とあるのを參照。

傳 入于其宮　不見其妻　凶　無所歸也

注 『易』に「困しむべきでないのに困しめば、名が必ず辱しめられ、據るべきでないのに據れば、身が必ず危くなる。辱しめられるうえに危くなれば、死期は近い。妻に會うことなど出來ようか」（繫辭下）とある。今ここで、昏を卜してこの卦に遇い、（その）六三が位を失し、應ずる相手がない、とすれば、その妻をなくし、身のおちつけ所を失うことになる。

附 注の「失位」については、疏に「六三以陰居陽位　是失位也」とある。なお、王弼注に「三以陰居陽」とあるのを參照。また、朱熹『周易本義』に「陰柔而不中正」とあるのを參照。

注の「無應」については、疏に「三應在上　上亦陰爻是無應也」とある。なお、王弼注に「无應而入」とあるのを參照。また、朱熹『周易本義』に「宮謂三　而妻則六也」とあるのを參照。

注の「喪其妻」については、二十七年の傳文に「其妻縊」とある。

傳 崔子曰　嫠也　何害　先夫當之矣

注 寡婦を「嫠」という。棠公がもうすでにこの凶に當たっている、ということである。

附 昭公十九年の傳文「已爲嫠婦」の注に「寡婦爲嫠」とあり、同二十四年の傳文「嫠不恤其緯」の注に「嫠　寡婦也」とある。なお、『孔子家語』好生「鄰之釐婦」の王肅注に「釐　寡婦也」とあるのを參照。

傳 遂取之　莊公通焉　驟如崔氏　以崔子之冠賜人　侍者曰　不可　公曰　不爲崔子　其無冠乎

注 崔子でなくても、冠は當然必要である、ということである。

附 異說として、俞樾『羣經平議』に「杜說不了　由未得其

句讀故也　此當以公曰不絕句　公曰不　猶孟子曰否　乃甚不然之辭　不與否　古字通也　爲崔子（句）其無冠乎　言既爲崔子　豈患無冠　吾以其冠賜人　於崔子無損也」とある。

傳崔子因是

㊟これによって公を恨んだ。

傳又以其間伐晉也

㊟（公が）晉の内紛につけこんで、これを伐った。

㊟二十三年の傳文に「自衛將遂伐晉（中略）崔杼諫曰　不可　臣聞之　小國間大國之敗而毀焉　必受其咎　君其圖之　弗聽（中略）齊侯遂伐晉」とある。

傳曰　晉必將報　欲弑公以說于晉　而不獲間　公鞭侍人賈舉　而又近之　乃爲崔子間公

㊟公のすきをうかがった。

㊟『史記』齊世家「爲崔杼閒公」の〈集解〉に「服虔曰　伺公閒隙」とあるのを參照。

傳夏五月莒爲且于之役故　莒子朝于齊

㊟「且于の役」は、二十三年にある。

㊟二十三年の傳文に「齊侯還自晉　不入　遂襲莒　門于且于」とある。

傳甲戌饗諸北郭　崔子稱疾　不視事

㊟公を來させようとしたのである。

傳乙亥公問崔子

㊟病氣を見舞ったのである。

㊟『史記』齊世家に「公問崔杼病」とあるのを參照。

傳遂從姜氏　姜入于室　與崔子自側戶出　公拊楹而歌

㊟歌をうたって、姜に合圖したのである。

㊟『史記』齊世家「公擁柱而歌」の〈集解〉に「服虔曰　公以爲姜氏不知己在外　故歌以命之也　一曰　公自知見欺　恐不得出　故歌以自悔」とあるのを參照。

傳侍人賈舉止衆從者而入　閉門

㊟崔子のために公を閉じ込めたのである。かさねて「侍人」と言っているのは、下の「賈舉」と區別するためである。

㊟上の傳文に「公鞭侍人賈舉」とあり、下の傳文に「賈舉州綽邴師公孫敖封具鐸父襄伊僂堙皆死」とある。

傳甲興　公登臺而請　弗許

㊟逃してくれるよう請うたのである。

㊟『史記』齊世家に「公登臺而請解　不許」とあるのを參照。

傳請盟　弗許　請自刃於廟　弗許

㊟廟にもどって自殺することを願ったのである。

㊟傳文の「勿許」の「勿」は、諸本に從って、「弗」に改める。

傳皆曰　君之臣杼疾病　不能聽命

㊟自身でじかに公の命を受けることが出來ない、ということである。

㊟『史記』齊世家「不能聽命」の〈集解〉に「服虔曰　言不能親聽公命」とあるのを參照。

傳近於公宮

㊟崔子の宮は公の宮に近いから、くせ者が公の名をかたるかも知れない、ということである。

㊟『史記』齊世家「近於公宮」の〈集解〉に「服虔曰　崔杼之宮近公宮　淫者或詐稱公」とあるのを參照。

傳陪臣干掫有淫者　不知二命

㊟「干掫」は、夜まわりである。夜まわりして、くせ者をみつければ、崔子の命によってこれを討つだけで、他の命は受けていない、ということである。

㊟昭公二十年の傳文「賓將掫」の注に「掫　行夜」とある。なお、『說文』に「掫　夜戒守有所擊（中略）春秋傳曰　賓將掫」とあるのを參照。

なお、異說として、〈釋文〉に「服本作諏」とあり、疏に「服虔云　一曰　干　扞也　諏　謀也　言受崔子命扞禦謀淫之人」とある。ちなみに、『爾雅』釋詁に「諏　謀也」とある。

傳公踰牆　又射之　中股　反隊　遂弑之　賈舉州綽邴師公孫敖封具鐸父襄伊僂堙皆死

㊟八子は、いづれもみな、齊の勇力の臣で、公に寵愛されていた者であり、公といっしょに崔子の宮で死んだのである。

㊟二十一年の傳文に「盍反州綽邢蒯　勇士也」とある。

傳祝佗父祭於高唐

㊟高唐に齊の別廟があった。

傳至　復命　不說弁而死於崔氏

㊟（「弁」は）爵弁で、祭服である。

傳申蒯　侍漁者

㊟「侍漁」は、魚を取ることを監督する官である。

傳退　謂其宰曰　爾以帑免

㊟「帑」は、宰の妻子である。

㊟文公六年の傳文「宣子使臾駢送其帑」の注に「帑　妻子也」とある。なお、その㊟を參照。

なお、異說として、安井衡『左傳輯釋』に「帑蓋蒯之妻子」とある。

傳我將死　其宰曰　免　是反子之義也　與之皆死

㊟君に殉ずるという義にそむく、ということである。

傳崔氏殺鬷蔑于平陰

㊟「鬷蔑」は、平陰の大夫で、公のお氣に入りである。傳は、莊公が（日頃）養っていたのは國士〔逸材〕ではなかったから、難に殉じたのは、いづれもみな、公のお氣

に入りであった、ということを言っているのである。
(附)成公十七年の傳文に「晉厲公侈　多外嬖」とあり、注に「外嬖　愛幸大夫」とある。また、同十六年の傳文に「國士在　且厚　不可當也」とある。また、昭公三年の傳文に「燕簡公多嬖寵」とある。
(傳)晏子立於崔氏之門外
(注)難を聞いてやって來たのである。
(附)『史記』齊世家「晏嬰立崔杼門外」の〈集解〉に「賈逵曰　聞難而來」とあるのを參照。
(傳)其人曰　死乎　曰　獨吾君也乎哉　吾死也
(注)自分は衆臣と違いがない、ということである。
(傳)曰　行乎　曰　吾罪也乎哉　吾亡也
(注)自ら罪がないと言ったのである。
(傳)曰　歸乎　曰　君死　安歸
(注)どうして歸ることが出來ようか、ということである。
(傳)君民者　豈以陵民　社稷是主　臣君者　豈爲其口實　社稷是養
(注)君はいたづらに民の上に居らず、臣はいたづらに祿を求めず、いづれもみな、社稷のためにする、ということである。
(附)上の傳文「齊師徒歸」の注に「徒　空也」とある。
(傳)故君爲社稷死　則死之　爲社稷亡　則亡之
(注)公義をもって死んだり亡命したりすることをいう。
(附)『史記』齊世家「君爲社稷死　則死之　爲社稷亡　則亡之」の〈集解〉に「服虔曰　謂以公義爲社稷死亡也　如是者　臣亦隨之死亡」とあるのを參照。
(傳)若爲己死　而爲己亡　非其私暱　誰敢任之
(注)「私暱」は、親愛されている者〔君のお氣に入り〕である。親愛されている者でなければ、君のためにその禍に當たる必要はない、ということである。
(附)僖公二十四年の傳文「暱近尊賢」の注に「暱　親也」とある。なお、『史記』齊世家「若爲己死己亡　非其私暱　誰敢任之」の〈集解〉に「服虔曰　言君自以己之私欲取死亡之禍　則私近之臣所當任也」とあるのを參照。また、『國語』晉語六「大其私暱而益婦人田」の韋注に「暱　近也　私近　謂嬖臣」とあるのを參照。
(傳)且人有君而弑之　吾焉得死之　而焉得亡之
(注)自分は正卿ではなく、待遇が衆臣と違わないから、君の難に殉ずることは出來ない、ということである。
(附)上の傳文「獨吾君也乎哉　吾死也」の注に「言己與衆臣無異」とある。
(傳)將庸何歸
(注)死亡の義を用いようとしても〔死んだり亡命したりしようとしても〕、その趣意がどこにも見つからない、とい

うことである。

(附)荘公十四年の傳文「而謀召君者　庸非二乎」の注に「庸用也」とある。なお、その(附)を参照。また、王引之『經義述聞』に「杜說非也　吾焉得死之而焉得亡之　承上吾死也吾亡也而言　將庸何歸　則承上君死安歸而言　杜幷兩意爲一意　而以庸爲用　歸爲歸趣　失其旨矣　將庸何歸者　將何歸也　庸亦何也　何歸之爲庸何歸　猶何傷之爲庸何傷　安知之爲庸安知　詎知之爲庸詎知　孰能之爲庸孰能也　解者多訓庸爲用　故義不可通」とあるのを参照。

(傳)門啓而入　枕尸股而哭

(注)公の尸〔しかばね〕を自分の股〔ひざ〕に枕させた。

(附)僖公二十八年の傳文「枕之股而哭」の注に「公以叔武尸枕其股」とある。なお、『史記』齊世家に「枕公尸而哭」とあるのを参照。また、『晏子春秋』內篇雜上に「枕君尸而哭」とあるのを参照。

(傳)興　三踊而出　人謂崔子　必殺之　崔子曰　民之望也舍之　得民

(注)「舍」は、置〔放っておく〕である。

(附)『史記』齊世家「舍之　得民」の〈集解〉に「服虔曰　置之　所以得人心」とあるのを参照。

(傳)盧蒲癸奔晉　王何奔莒

(注)二子は、荘公の黨與である。二十八年の、慶舍〔子之〕を殺したこと、のために本を張ったのである。

(附)二十八年の傳文に「盧蒲癸自後刺子之　王何以戈擊之解其左肩　猶援廟桷　動於甍　以俎壺投　殺人而後死」とある。なお、注の「三十八年」の「三」は、諸本に從って、「二」に改める。

(傳)叔孫宣伯之在齊也

(注)「宣伯」は、魯の叔孫僑如で、成公十六年に齊に奔った。

(附)成公十六年に「冬十月乙亥叔孫僑如出奔齊」とある。

(傳)叔孫還納其女於靈公　嬖　生景公

(注)「還」は、齊の羣公子で、宣伯のむすめを靈公にいれた。

(傳)丁丑崔杼立而相之　慶封爲左相　盟國人於大宮

(注)「大宮」は、大公〔齊の祖〕の廟である。

(附)宣公三年の傳文「盟于大宮而立之」等の注に「大宮　鄭祖廟」とある。

(傳)曰　所不與崔慶者　晏子仰天歎曰　嬰所不唯忠於君利社稷者是與　有如上帝　乃歃

(注)盟書には（本來）「所不與崔慶者　有如上帝」とあったのだが、この書を讀み終わらないうちに、晏子は、横から口を出してその言葉をかえ、その上で自ら血をすすったのである。

(傳)辛巳公與大夫及莒子盟

㊟莒子は、齊に朝して、崔杼が亂をおこすのに遭遇し、まだ立ち去っていなかったから、あらためて景公と盟ったのである。

㊟上の傳文に「夏五月莒爲且于之役故　莒子朝于齊」とある。

傳大史書曰　崔杼弑其君　崔子殺之　其弟嗣書　而死者二人

㊟「嗣」は、續である。前とあわせて、三人の死者が出た。

㊟注の「嗣　續也」については、十九年の傳文「所不嗣事于齊者　有如河」等の注に、同文がみえる。なお、その㊟を參照。

傳其弟又書　乃舍之　南史氏聞大史盡死　執簡以往　聞既書矣　乃還

㊟傳は、齊に直史がいたおかげで、崔杼の罪が知れわたった、ということを言っているのである。

㊟『儀禮』聘禮「百名以上書於策」の疏に「服虔注左氏云古文篆書　一簡八分字」とある。

傳閭丘嬰以帷縛其妻而載之　與申鮮虞乘而出

㊟二子は、莊公の近臣である。

傳鮮虞推而下之

㊟嬰の妻をおろしたのである。

傳曰　君昏不能匡　危不能救　死不能死　而知匿其暱

㊟「匿」は、藏〔かくす〕である。「暱」は、親である。

㊟注の「匿　藏也」については、宣公十五年の傳文に「山藪藏疾　瑾瑜匿瑕」とあり、注に「匿亦藏也」とある。注の「暱　親也」については、僖公二十四年の傳文「暱近尊賢」等の注に、同文がみえる。なお、その㊟を參照。

傳其誰納之　行及弇中　將舍

㊟「弇中」は、せまい道である。

㊟哀公十四年の傳文「失道於弇中」の注に「弇中　狹路」とある。

傳嬰曰　崔慶其追我　鮮虞曰　一與一　誰能懼我

㊟道がせまいため、（敵は）多勢でも役に立たない、ということである。

傳遂舍　枕轡而寢

㊟馬をなくすことを恐れたのである。

傳食馬而食　駕而行　出弇中　謂嬰曰　速驅之　崔慶之衆不可當也　遂來奔

㊟道が廣いため、（敵は）多勢を使えるから、たちうち出來ない、ということである。

傳崔氏側莊公于北郭

㊟「側」とは、（かりに）うづめたのである。（つまり）廟で殯しなかったのである。

㊟異說として、兪樾『茶香室經說』に「按下云　丁亥葬諸

士孫之里　則此未及葬也　且側亦無葬埋之義　側當作堲　側從則聲　堲從卽聲　禮記王制篇　必卽天倫　鄭注曰　卽或作則　則與卽通　故側與堲通　檀弓篇　夏后氏堲周　釋文作卽云　本又作堲　然則古本左傳或是卽字未可知也　堲莊公于北郭　乃用夏后氏堲周之法　檀弓曰　有虞氏瓦棺　夏后氏堲周　殷人棺槨　蓋殷以前有棺無槨　有虞氏瓦棺而已　夏后氏則以甎圍繞於棺之外　鄭注曰　火熟曰堲　燒土冶　以周於棺也　釋文引何云　冶土爲甎　四周於棺　檀弓又曰　周人以殷人之棺槨　葬長殤　以夏后氏之堲周　葬中殤下殤　崔氏不以禮葬莊公　遷其棺於北郭　用堲周之法　以甎周棺　遂往葬於士孫之里　故云　堲莊公于北郭　堲字叚側爲之　因失其義矣」とあり、また、沈欽韓『春秋左氏傳補注』に「士冠禮注　側猶特也　無偶曰側　吳語　側席而坐　韋昭注同　特牲饋食禮注　側殺　殺一牲也　昏禮注　側尊亦言無元酒　此莊公之殯　則謂有棺無槨也　杜預全不知訓故」とあり、また、洪亮吉『春秋左傳詁』に「按　杜注　側　瘞埋之　今攷側字無此義訓　鄭司農考工記注　側當爲仄　此傳義亦當同　蓋謂不以正葬莊公也　後漢書注亦云　側謂凡爲不正也」とある。

傳丁亥葬諸士孫之里

注「士孫」は、人の姓で、それをそのまま里の名にしたのである。死後十三日ではやくも葬り、（規定の）五箇月を待たなかったのである。

附上の傳文に「乙亥公問崔子（中略）遂弑之」とある。また、隱公元年の傳文に「諸侯五月」とある。

傳四翣

注（「翣」は）喪車の飾りで、諸侯は六翣（がきまり）である。

附『禮記』禮器に「諸侯五月而葬　三重六翣」とあるのを參照。また、『說文』に「翣　棺羽飾也　天子八　諸侯六　大夫四　士二　下垂」とあるのを參照。

傳不蹕

注「蹕」は、通行人を止める（先拂いをする）ことである。

附『周禮』隸僕「掌蹕宮中之事」の注に「鄭司農云　蹕謂止行者淸道　若今時儆蹕」とあるのを參照。

傳下車七乘　不以兵甲

注「下車」は、送葬の車である。齊は、舊來、上公の禮に依って（車は）九乘であり、しかも、甲兵がついていたのだが、今ここで、いづれもみな、格を下げたのである。

附成公十八年の傳文「葬之于翼東門之外　以車一乘」の注に「諸侯葬車七乘」とある。なお、その附を參照。なお、異說として、疏に「服虔云　下車　遣車也」とあり、また、『禮記』檀弓下「君之適長殤　車三乘」の疏

に「服注云　上公饔餼九牢　遣車九乘」とある。ちなみに、『禮記』雑記上「遣車視牢具」の注に「遣車　載所包遣奠而藏之者與」とある。

傳晉侯濟自泮

注「泮」は、闕（不明）である。

傳會于夷儀　伐齊　以報朝歌之役

注「朝歌の役」は、二十三年にある。（經に）「伐齊」と書いていないのは、齊人が出迎えて降服したため、攻撃はしなかったからである。

附二十三年の傳文に「齊侯遂伐晉　取朝歌」とある。

傳齊人以莊公說

注莊公を弑したことで晉に申し開きしたのである。

附上の傳文に「欲弑公以說于晉」とある。

傳使隰鉏請成　慶封如師

注慶封が晉にだけ使いし、諸侯には通達しなかったから、（經に）書いていないのである。「鉏」は、隰朋の曾孫である。

附僖公九年の傳文に「齊隰朋帥師會秦師納晉惠公」とある。

傳男女以班　賂晉侯以宗器樂器

注「宗器」は、祭祀の器である。「樂器」は、鍾磬の類である。

附二十二年の傳文「重之以宗器」の注に「宗廟禮樂之器　鍾磬之屬」とある。なお、その附を參照。

傳自六正

注三軍の六卿（將・佐）である。

附成公十八年の傳文「師不陵正　旅不偪師」の注に「正　軍將　命卿也」とある。

傳五吏三十帥

注「五吏」は、文職であり、「三十帥」は、武職であり、いづれもみな、軍卿の屬官である。

傳三軍之大夫百官之正長師旅

注「百官の正長」は、羣有司である。「師旅」は、小將帥である。

附成公十八年の傳文「師不陵正　旅不偪師」の注に「師　二千五百人之帥也　旅　五百人之帥也」とある。なお、その附を參照。

傳及處守者皆有賂

注いづれもみな、男女を贈りものにしたのである。「處守」は、國を守る者（留守居役）である。

附異說として、疏に「劉炫以爲男女以班　示降服於晉　有賂者　皆有貨財賂之　非以男女爲賂」とある。

傳晉侯許之

注晉侯は贈りものを受け取ってかえったのに、譏っていな

いのは、齊に喪があったため、師はひきあげて當然だからである。

(附)十九年の傳文に「晉士匄侵齊　及穀　聞喪而還　禮也」とある。

(傳)使叔向告於諸侯

(注)齊が降服したことを告げたのである。

(傳)公使子服惠伯對曰　君舍有罪　以靖小國　君之惠也　寡君聞命矣

(傳)晉侯使魏舒宛沒逆衞侯

(注)衞の獻公は、十四年に、齊に奔っていた。

(附)十四年に「己未衞侯出奔齊」とある。

(傳)將使衞與之夷儀　崔子止其帑　以求五鹿

(注)崔杼は、衞の五鹿を手に入れようとしたから、衞侯の妻子を齊に留めて、質(かた)にしたのである。

(附)文公六年の傳文「宣子使臾駙送其帑」の注に「帑　妻子也」とある。

(傳)初陳侯會楚子伐鄭

(注)前年にある。

(附)二十四年に「冬楚子蔡侯陳侯許男伐鄭」とある。

(傳)當陳隧者　井堙木刊

(注)「隧」は、徑(みち)であり、「堙」は、塞(ふさぐ)であり、「刊」は、除である。

(附)注の「隧　徑也」については、哀公十三年の傳文「六月丙子越子伐吳　爲二隧」の注に「隧　道也」とある。注の「堙　塞也」については、『詩』魯頌〈泮水〉「式固爾猶　淮夷卒獲」の疏に「服虔云　堙　塞」とあるのを參照。また、『國語』晉語六「夷竈堙井」の韋注に「堙　塞也」とあるのを參照。なお、十四年の傳文に「塞井夷竈」とある。注の「刊　除也」については、すぐ上にあげた詩疏「服虔云　堙　塞」のつづきに「刊　削也」とあるのを參照。

(傳)鄭人怨之　六月鄭子展子產帥車七百乘伐陳　宵突陳城

(注)「突」は、穿(うがつ)である。

(附)陸粲『左傳附注』に「突　觸也　衝也　或云　此突字本作穴　若漢攻大宛穴其城者　故杜訓爲穿也」とあるのを參照。また、焦循『春秋左傳補疏』に「突宜爲衝突　杜以穿解之者　廣雅　竈窓謂之突　竈有窓以通烟氣　則穿之象歟」とあるのを參照。

(傳)遂入之　陳侯扶其大子偃師奔墓

(注)冢間(墓地)に逃げようとしたのである。

(附)注の「冢」は、諸本に從って、「冢」に改める。

(傳)遇司馬桓子　曰　載余

(注)陳の司馬である。

(傳)曰　將巡城

(注)公を載せたくなかったから、城の巡回を理由に、ことわったのである。

(傳)遇賈獲

(注)「賈獲」は、陳の大夫である。

(傳)載其母妻　下之　而授公車　公曰　舍而母　辭曰　不祥

(注)緊急時でも、男女の區別をなくすまいとしたのである。

(傳)與其妻扶其母以奔墓　亦免　子展命師無入公宮　與子產親御諸門

(注)服從させようとしただけであるから、略奪を禁じたのである。

(傳)陳侯使司馬桓子賂以宗器　陳侯免　擁社

(注)「免」とは、喪服を着たのであり、「擁社」とは、社の主（位牌）をかかえたのである。（つまり）服從を示したのである。

(附)僖公十五年の傳文「使以免服衰絰逆　且告」の注に「免　衰絰　遭喪之服」とある。

(傳)使其衆男女別而纍　以待於朝

(注)「纍」とは、自分からとらわれの身となって（わが身をしばって）、命を待ったのである。

(附)僖公三十三年の傳文「不以纍臣釁鼓」の注に「纍　囚繫也」とある。なお、その(附)を參照。

(傳)子展執縶而見

(注)陳侯にまみえたのである。

(附)成公二年の傳文「韓厥執縶馬前」の注に「縶　馬絆也　執之　示脩臣僕之職」とある。

(傳)再拜稽首　承飲而進獻

(注)「承飲」とは、觴（さかづき）をささげたのである。（つまり）臣としての敬を失わないことを示したのである。

(附)成公二年の傳文に「再拜稽首　奉觴加璧以進」とあり、注に「進觴璧　亦以示敬」とある。また、同十六年の傳文「使行人執榼承飲　造于子重」の注に「承　奉也」とある。

(傳)子美入　數俘而出

(注)「子美」は、子產である。獲得した人數をかぞえただけで、つれかえることはしなかったのである。

(傳)祝祓社　司徒致民　司馬致節　司空致地　乃還

(注)「祓」は、除である。「節」は、兵符（軍のわりふ）である。陳が亂れたから、その衆官を正し、それぞれの職務をおさめさせて、陳を安定させ、その上でひきあげたのである。

(附)注の「祓　除也」については、僖公六年の傳文「武王親釋其縛　受其璧而祓之」の注に「祓　除凶之禮」とある。

なお、その(附)を参照。

注の「節　兵符」については、文公八年の傳文「司馬握節以死」の注に「節　國之符信也」とある。なお、『史記』魏公子傳に「如姬果盗晉鄙兵符與公子」とあるのを参照。

注の「陳亂云云」については、疏に「陳國既亂　致使官司廢闕　民人分散　符節失亡　故令陳之司徒招致民人司馬集致符節　司空檢致土地　使各依其舊　師乃迴還也」とある。なお、異説として、疏に「服虔以爲祝與司徒等皆是陳人　各致其所主於子產」とあり、また、「劉炫云　陳國既亂　民節與地非復陳有　子展子產心不滅陳　各使己之官屬各依其職事致之於陳（中略）諸官皆鄭人　在軍有此官者　蓋權使攝爲之　未必是正官」とある。

(傳)秋七月己巳同盟于重丘　齊成故也

(注)齊を伐って、「同盟」と稱しているのは、それによって、齊もまた同盟したことを明らかにしたのである。

(附)九年「冬公會晉侯宋公衛侯曹伯莒子邾子滕子薛伯杞伯小邾子齊世子光伐鄭　十有二月己亥同盟于戲」の注に「伐鄭而書同盟　則鄭受盟可知」とある。ここの場合は、經にはないが、上の傳に「晉侯濟自泮　會于夷儀　伐齊以報朝歌之役」とある。

(傳)趙文子爲政

(注)趙武が范匄に代わったのである。

(附)二十四年の傳文に「范宣子爲政　諸侯之幣重」とある。なお、『國語』晉語七「公以趙文子爲文也」の韋注に「文子　趙武」とあるのを参照。

(傳)令薄諸侯之幣　而重其禮

(注)丁重な禮によって諸侯を待遇したのである。

(傳)穆叔見之　謂穆叔曰　自今以往　兵其少弭矣

(注)「弭」は、止である。

(附)成公十六年の傳文「憂猶未弭」の注に「弭　息也」とある。なお、『詩』小雅〈沔水〉「心之憂矣　不可弭忘」の毛傳に「弭　止也」とあるのを参照。また、『國語』周語上「吾能弭謗矣　乃不敢言」の韋注に「弭　止也」とあるのを参照。

(傳)齊崔慶新得政　將求善於諸侯　武也知楚令尹

(注)「令尹」は、屈建である。

(附)下の傳文に「屈建爲令尹」とある。なお、疏に「服杜皆以令尹爲屈建也」とあるのを参照。

(傳)若敬行其禮　道之以文辭　以靖諸侯　兵可以弭

(注)二十七年の、晉と楚が宋で盟ったこと、のために傳したのである。

(附)二十七年に「夏叔孫豹會晉趙武楚屈建蔡公孫歸生衛石惡陳孔奐鄭良霄許人曹人于宋」とあり、また、「秋七月辛巳豹及諸侯之大夫盟于宋」とある。

(傳)楚薳子馮卒　屈建爲令尹

(注)「屈建」は、子木である。

(附)下の傳文に「楚令尹子木伐之」とある。

(傳)屈蕩爲莫敖

(注)屈建に代わったのである。宣公十二年の邲の戰役のとき、楚に屈蕩がいて、左廣の車右をつとめており、『世本』に「屈蕩は屈建の祖父である」とある。いまここの屈蕩は、これと同姓同名（の別人）である。

(附)二十二年の傳文に「屈建爲莫敖」とある。また、宣公十二年の傳文に「彭名御左廣　屈蕩爲右」とある。

(傳)舒鳩人卒叛

(注)前年に、離叛していないと辯解した。

(附)二十四年の傳文に「吳人爲楚舟師之役故　召舒鳩人　舒鳩人叛楚　楚子師于荒浦　使沈尹壽與師祁犂讓之　舒鳩子敬逆二子　而告無之　且請受盟」とある。

なお、洪亮吉『春秋左傳詁』に「諸本楚字皆割屬下句非是」とある。

(傳)楚令尹子木伐之　及離城

(注)「離城」は、舒鳩の城である。

(傳)吳人救之　子木遽以右師先

(注)先に舒鳩に達したのである。

(傳)子彊息桓子捷子駢子盂帥左師以退

(注)五人は、子木に追いつかないうちに、吳と遭遇して、退いたのである。

(傳)吳人居其間七日

(注)楚の兩軍の間に居すわったのである。

(傳)子彊曰　久將墊隘　隘乃禽也　不如速戰

(注)「墊隘」とは、水雨になやまされることである。

(附)成公六年の傳文「民愁則墊隘」の注に「墊隘　羸困也」とある。なお、その(附)を參照。

(傳)請以其私卒誘之　簡師　陳以待我

(注)精兵をえりすぐり、後にとどまって陣をたてよ、ということである。

(傳)我克則進　奔則亦視之

(注)形勢を視て、救助せよ、ということである。

(傳)乃可以免　不然　必爲吳禽　從之　五人以其私卒先擊吳師　吳師奔　登山以望　見楚師不繼　復逐之　傅諸其軍

(注)吳は、ひきかえして五子を追い、その本軍に達したのである。

(傳)簡師會之　吳師大敗　遂圍舒鳩　舒鳩潰　八月楚滅舒鳩

㊟五子は、吳の師を敗ると、そのまま進んで子木に追いつき、いっしょに圍んで、舒鳩を滅したのである。
㊟注の「吳子」の「子」は、諸本に從って、「師」に改める。

傳衛獻公入于夷儀
㊟下の、夷儀から（使いをやって）甯喜と話をしたこと、のために本を張ったのである。
㊟下の傳文に「衛獻公自夷儀使與甯喜言」とある。

傳鄭子產獻捷于晉
㊟陳に入ったという功名（だけ）を獻じて、實際の俘虜は獻じなかったのである。
㊟上の傳文に「子美入　數俘而出」とあり、注に「但數其所獲人數　不將以歸」とある。また、下の傳文に「用敢獻功」とある。

傳戎服將事
㊟「戎服」は、軍旅の衣で、朝服と異なる。

傳晉人問陳之罪　對曰　昔虞閼父爲周陶正　以服事我先王
㊟「閼父」は、舜の後裔である。周が興起すると、閼父は、武王の陶正となった。

傳我先王賴其利器用也　與其神明之後也
㊟舜は聖であるから、これを「神明」と言っているのである。
㊟『易』繫辭上に「聖人以此齊戒　以神明其德夫」とあるのを參照。

傳庸以元女大姬配胡公
㊟「庸」は、用である。「元女」は、武王の長女である。「胡公」は、閼父の子の滿である。
㊟注の「庸　用也」については、莊公十四年の傳文「而謀召君者　庸非二乎」等の注に、同文がみえる。なお、その㊟を參照。
注の「胡公　閼父之子滿也」については、『史記』陳世家に「陳胡公滿者　虞帝舜之後也」とあるのを參照。

傳而封諸陳　以備三恪
㊟周は、天下を得ると、夏・殷二王の後裔を封じ、さらに、舜の後裔を封じてこれを恪と呼んだ。（つまり）二王の後裔をあわせれば三國（三番目）となり、（一方）それに對する禮は、（二王の後裔と比べて）やや降格し、敬を示すだけであるから、「三恪」というのである。
㊟莊公十六年「冬十有二月會齊侯宋公陳侯衛侯鄭伯許男滑伯滕子同盟于幽」の注に「陳侯介於二大國之間　而爲三恪之客」とある。また、疏に「二代之後　則各自行其正朔用其禮樂　王者尊之深也　舜在二代之前　其禮轉降

恪　敬也　封其後　示敬而已　故曰恪　雖通二代爲三其二代不假稱恪　唯陳爲恪耳」とある。なお、『爾雅』釋詁に「恪　敬也」とあるのを參照。なお、異說として、『禮記』郊特牲「天子存二代之後　猶尊賢也　尊賢不過二代」の疏に引く許愼『五經異義』に「古春秋左氏說周家封夏殷二王之後　以爲上公　封黃帝堯舜之後　謂之三恪」とある。ちなみに、『禮記』樂記に「武王克殷及商　未及下車　而封黃帝之後於薊　封帝堯之後於祝　封帝舜之後於陳」とある。

なお、注の「爲一國」の「一」は、諸本に從って、「三」に改める。

傳則我周之自出　至于今是賴

㊟陳は、周の甥であり、今に至るまで周の德に賴っている、ということである。

㊟成公十三年の傳文「康公　我之自出」の注に「晉外甥」とある。なお、その㊟を參照。また、顧炎武『日知錄』〈出〉に「爾雅　男子謂姊妹之子爲出　傳中凡言出者皆是外甥　左氏　莊二十二年　陳厲公蔡出也　僖七年申侯申出也　成十三年　康公我之自出（註　晉外甥）襄二十五年　我周之自出（註　言陳周之甥）又桓公之亂蔡人欲立其出　二十九年　晉平公杞出也　三十一年　莒去疾奔齊　齊出也　展輿吳出也　昭四年　徐子吳出也公羊文十四年傳　接菑晉出也　貜且齊出也　史記秦本紀　晉襄公之弟名雍　秦出也　漢書五行志　王子鼂楚之出也　而公羊襄五年傳　蓋舅出也　則以舅甥爲舅出矣（後漢書光武十王傳　竇太后及憲等東海出也）」とあるのを參照。なお、異說として、『會箋』に「外傳作陳我大姬之後也　自出　言自周而出　與下文自立自入　字例正同（中略）下文立其出之出是甥也　此出不容說甥　言陳之出自周家也」とある。

傳桓公之亂　蔡人欲立其出

㊟陳の桓公鮑が卒したとき、陳は亂れた。事は、魯の桓公の五年にある。蔡の「出」は、桓公の子の厲公である。

㊟桓公五年の傳文に「春正月甲戌己丑陳侯鮑卒　再赴也於是陳亂」とある。また、莊公二十二年の傳文に「陳厲公　蔡出也」とある。

傳我先君莊公奉五父而立之

㊟「五父」は、佗で、桓公の弟である。（五父が）大子免を殺して、これに代わったので、鄭の莊公は、そのまま彼を君位につけた。

㊟すぐ上の㊟にあげた桓公五年の傳文のつづきに「文公子佗殺大子免而代之」とあり、注に「佗　桓公弟五父也（中略）免　桓公大子」とある。

傳蔡人殺之

㊟自分達の出（外甥）を立てようとしたからである。
㊟上の傳文に「蔡人欲立其出」とある。
傳我又與蔡人奉戴厲公
㊟「奉戴」は、奉事と同じである。
傳至於莊宣　皆我之自立
㊟陳の「莊」公・「宣」公は、いづれもみな、厲公の子である。
傳夏氏之亂　成公播蕩　又我之自入　君所知也
㊟「播蕩」とは、居場所を失って流浪することである。宣公十年に、陳の夏徵舒が靈公を弑したため、靈公の子の成公は、晉に奔り、晉から、鄭にたよって（陳に）入った。
㊟宣公十年に「癸巳陳夏徵舒弑其君平國」とあり、また、同十一年の傳文に「陳侯在晉」とあり、注に「靈公子成公午」とある。なお、『國語』晉語二に「隱悼播越　託在草莽　未有所依」とあり、韋注に「播　散也　越　遠也」とあるのを參照。ちなみに、昭公二十六年の傳文に「茲不穀震盪播越　竄在荊蠻　未有攸底」とある。なお、注の「十一年」の「一」は、校勘記に從って、衍文とみなす。
傳今陳忘周之大德　蔑我大惠　棄我姻親　介恃楚衆　以憑陵我敝邑　不可億逞
㊟「億」は、度（はかる）であり、「逞」は、盡である。
㊟異說として、王引之『經義述聞』に「家大人曰　杜訓億爲度　逞爲盡　不可度盡　殊爲不辭　今案　億者滿也　逞與盈古字通　言其欲不可滿盈也　文十八年傳曰　侵欲崇侈　不可盈厭　意與此同　說文曰　悳　滿也　方言曰　臆　滿也　漢書賈誼傳曰　好惡積意　悳意臆竝與億同　是億爲滿也　左氏春秋昭二十三年沈子逞　穀梁作沈子盈　左氏傳欒盈　史記作欒逞　又昭四年傳　逞其心以厚其毒　新序善謀篇　逞作盈　是逞卽盈也　廣雅曰　盈臆　滿也　小雅楚茨篇曰　我倉旣盈　我庾維億　易林乾之師曰　倉盈庾億　漢巴郡大守樊敏碑曰　持滿億盈　是億盈皆滿也」とある。
傳我是以有往年之告
㊟鄭伯が、稽首して晉に告げ、陳を伐つ許可を請うた、ことをいう。
㊟二十四年の傳文に「是行也　鄭伯朝晉　爲重幣故　且請伐陳也　鄭伯稽首　宣子辭　子西相　曰　以陳國之介恃大國　而陵虐於敝邑　寡君是以請罪焉　敢不稽首」とある。
傳未獲成命
㊟まだ陳を伐つ許可を得ていない（うちに）。
傳則有我東門之役

㊟前年に、陳が、楚に従って、鄭の東門を伐った。
㊟二十四年の傳文に「冬楚子伐鄭以救齊　門于東門　次于棘澤」とある。また、上の傳文に「初陳侯會楚子伐鄭」とある。
傳當陳隧者　井堙木刊　敝邑大懼不競而恥大姬
㊟（「恥大姬」とは）かしこくも（尊き）大姬の靈を辱しめる、ということである。
傳天誘其衷　啓敝邑之心
㊟「啓」は、開である。我々の心を開き導いてくれたから、勝利を得ることが出來た、ということである。
㊟注の「啓　開也」については、僖公二十三年の傳文「天之所啓　人弗及也」等の注に、同文がみえる。なお、その㊟を參照。
注の「開道其心　故得勝」については、僖公二十八年の傳文「今天誘其衷」の注に「衷　中也」とある。なお、『詩』召南〈野有死麕〉「吉士誘之」の毛傳に「誘　道也」とあるのを參照。また、『孔子家語』正論解「天誘其衷」の王肅注に「誘　導　衷　善也　天導其善　大克陳也」とあるのを參照（つまり、注の「道」は、傳の「誘」にあたり、注の「心」は、傳の「衷」と「心」にあたる、ということ）。
傳陳知其罪　授手于我　用敢獻功　晉人曰　何故侵小　對曰　先王之命　唯罪所在　各致其辟
㊟「辟」は、誅である。
㊟『孔子家語』正論解「先王之命　惟罪所在　各致其辟」の王肅注に「辟　誅」とあるのを參照。
傳且昔天子之地一圻
㊟千里四方である。
㊟『孔子家語』正論解「且昔天子一圻」の王肅注に「地方千里曰圻」とあるのを參照。
傳列國一同
㊟百里四方である。
㊟『孔子家語』正論解「列國一同」の王肅注に「方百里曰同」とあるのを參照。
傳自是以衰
㊟「衰」は、差降（次第に減る）である。
㊟昭公三十二年の傳文に「遲速衰序」とあり、注に「衰差也　序　次也」とある。なお、『孔子家語』正論解「自是以衰」の王肅注に「大國方百里　從是以爲差　伯方七十里　子男五十里」とあるのを參照。ちなみに、『孟子』萬章下に「天子之制　地方千里　公侯皆方百里　伯七十里　子男五十里　凡四等」とある。
傳今大國多數圻矣　若無侵小　何以至焉　晉人曰　何故戎服　對曰　我先君武莊爲平桓卿士

(注)鄭の「武」公・「莊」公は、周の「平」王・「桓」王の卿士をつとめた。

(附)隱公三年の傳文に「鄭武公莊公爲平王卿士」とある。

(傳)城濮之役　文公布命曰　各復舊職

(注)晉の文公である。

(傳)命我文公戎服輔王　以授楚捷　不敢廢王命故也

(注)「城濮」は、僖公二十八年にある。

(附)僖公二十八年の傳文に「丁未獻楚俘于王（中略）鄭伯傅王　用平禮也」とある。

(傳)士莊伯不能詰

(注)「士莊伯」は、士弱である。

(附)九年の傳文に「晉侯問於士弱」とあり、注に「弱　士渥濁之子　莊子」とある。

(傳)復於趙文子　文子曰　其辭順　犯順　不祥　乃受之　冬十月子展相鄭伯如晉　拜陳之功

(注)晉がその功績を受け入れてくれたことに拜謝したのである。

(傳)子西復伐陳　陳及鄭平

(注)前回は、陳に入ったけれども、服從させただけであったから、あらためて伐って、和平を結んだのである。

(附)經の注には「陳猶未服」とあって、ここの注と齟齬している。

(傳)仲尼曰　志有之

(注)「志」は、古書である。

(附)『孔子家語』正論解「孔子聞之　謂子貢曰　志有之」の王肅注に「志　古之書也」とあるのを參照。

(傳)言以足志　文以足言

(注)「足」は、成と同じである。

(附)『孔子家語』正論解「言以足志」の王肅注に「言以足成其志」とあり、同「文以足言」の王肅注に「加以文章以足成其言」とあるのを參照。

(傳)不言　誰知其志　言之無文　行而不遠

(注)一應は通じるけれども、遠くまではとどかない、ということである。

(附)『孔子家語』正論解「言之無文　行之不遠」の王肅注に「有言而無文章　雖行而不遠也」とあるのを參照。

(傳)晉爲伯　鄭入陳　非文辭不爲功　愼辭哉

(注)戸のくるるや石弓のひきがね（つまり、物の要所）の動かし方が、榮・辱を左右する（『易』繫辭上）。

(附)疏に引く鄭玄『周易注』に「樞　戸樞也　機　弩牙也　戸樞之發　或明或闇　弩牙之發　或中或否　以譬言語之發　有榮有辱」とあるのを參照。

なお、傳の文末の「也」は、諸本に從って、「哉」に改める。ちなみに、『孔子家語』正論解に「非文辭不爲功

小子愼哉」とある。

傳楚薦掩爲司馬

注薦子馮の子である。

附下の傳文に「楚子以滅舒鳩賞子木　辭曰　先大夫薦子之功也　以與薦掩」とあり、注に「往年楚子將伐舒鳩　薦子馮請退師以須其叛　楚子從之　卒獲舒鳩　故子木辭賞以與其子」とある。

傳子木使庀賦

注「庀」は、治である。

附『國語』魯語下「夜庀其家事　而後卽安」の韋注に「庀治也」とあるのを參照。

なお、傳文の「匠」は、諸本に從って、「木」に改める。

傳數甲兵

注點檢させたのである。

附九年の傳文「商人閱其禍敗之釁」の注に「閱猶數也」とある。

傳甲午薦掩書土田

注土地の適性を記錄したのである。

傳度山林

注山林の材をはかって、國の用に供したのである。

附文公十八年の傳文「事以度功」の注に「度　量也」とある。

傳鳩藪澤

注「鳩」は、聚である〔『爾雅』釋詁〕。藪澤を一箇所にまとめて、民が燒いてだめにすることが出來ないようにし、それを田獵の場所にあてようとしたのである。

附『周禮』澤虞に「若大田獵　則萊澤野」とあるのを參照。なお、異說として、陸粲『左傳附注』に「鳩　聚　若周官澤虞　使其地之人守其財物　以時入之于王府者也　豈專以備田獵哉」とあり、また、王引之『經義述聞』に「藪澤乃天地自然之利　非人所能聚而成之也　不得云聚成藪澤　鳩當讀爲究　爾雅　度究　謀也　大雅皇矣篇曰　爰究爰度　究猶度也　度山林　究藪澤　皆取相度之義　鳩究二字　皆以九爲聲　小雅小弁篇　不舒究之　與醻爲韻　則究讀若鳩　故與鳩通　古字多假借　後人失其讀耳　究藪澤者　度其出賦之多寡　故下文遂云量入脩賦　非以備田獵也」とある。

傳辨京陵

注「辨」は、別である。非常に高い所を「京」という。大きなおかを「陵」という。これを區別して、墓地にしたのである。

附注の「辨　別也」については、上の傳文「男女辨姓」等の注に、同文がみえる。なお、その附を參照。

注の「絕高曰京」については、『爾雅』釋丘に「絕高爲

之京」とあるのを參照。
注の「大阜曰陵」については、『爾雅』釋地に「高平曰陸　大陸曰阜　大阜曰陵」とあるのを參照。
注の「別之以爲冢墓之地」については、僖公三十二年の傳文に「殽有二陵焉　其南陵　夏后皐之墓也」とある。

傳 表淳鹵

㊟「淳鹵」は、やせた土地である。しるしを立てて、そこの賦税を輕くしたのである。

(附)『釋名』釋地に「地不生物曰鹵　鹵　爐也　如爐火處也」とあるのを參照。また、『漢書』食貨志上「若山林藪澤原陵淳鹵之地」の注に「晉灼曰　淳　盡也　舄鹵之田不生五穀也」とあるのを參照。
なお、疏に「賈逵云　淳　鹹也」とある〔なお、挍勘記に「浦鏜正誤　也作地」とある〕。

傳 數疆潦

㊟境界に流れや水たまりがあった場合は、計算して、その分の租税を減らしたのである。

(附)疏に「鄭衆以爲疆界內有水潦者」とあるのを參照。なお、異說として、疏に「賈逵以疆爲彊槩墝埆之地」とあり、また、「孫毓讀爲疆潦　注云砂礫之田也」とある。なお、これらの異說については、李貽德『春秋左傳賈服注輯述』に「周禮草人　彊槩用蕡　注　彊槩　彊堅者　墝埆　淮南子原道訓　昔舜耕于歷山　朞年而田者爭處墝埆　以封壤肥饒相讓　墝本作磽　漢書景帝紀　郡國或磽陿　無所農桑般畜　注　磽謂磽确瘠薄也　賈以彊槩訓疆　墝埆訓潦　鄭衆以爲疆界內有水潦　賈與之異者　以山川藪澤以下皆對舉其名　此獨言疆內有水　則是潦一名矣　故不同之　以墝潦聲相近　因以墝埆爲訓　以彊槩類相從也」とあり、また、王引之『經義述聞』に「水潦所集　不必在疆界　且上文之山林藪澤京陵淳鹵　下文之偃豬原防隰皐衍沃　皆二字平列　此疆潦不應獨異　鄭衆之說非也　孫毓讀爲疆潦　蓋疆磽之譌　爾雅　山多小石　磝　郭璞注云　多疆礫　釋文　疆　居羊反　引字林云　礫也　說文　礫　小石也　玉篇　磽同礫　力的切　衆經音義卷八引通俗文云　地多小石　謂之疆礫　是疆磽者　有石之地逸周書文傳篇所謂礫石不可穀　樹之葛木　以爲絺綌　以爲材用者也　不可樹穀　故計數減其租入也　孫說爲長」とあるのを參照。

傳 規偃豬

㊟「偃豬」は、低濕の地である。そこの水のたまり具合をはかったのである。

(附)異說として、『周禮』稻人「以豬畜水」の注に「玄謂偃豬者　畜流水之陂也」とある。

傳 町原防

㊟廣くて平らなところを「原」という〔『爾雅』釋地〕。「防」は、隄である〔『說文』〕。隄防の間の土地は、井田のような眞四角がとれないから、別に小頃町〔小區畫〕をつくったのである。

㊟疏に「史遊急就篇云　頃町界畝」とある。

傳牧隰皐

㊟「隰皐」は、水邊の低濕地であり、（そこを）放牧の用地にしたのである。

㊟桓公三年の傳文「逐翼侯于汾隰」の注に「汾隰　汾水邊」とある。なお、その㊟を參照。また、『詩』小雅〈鶴鳴〉「鶴鳴于九皐」の毛傳に「皐　澤也」とあるのを參照。

傳井衍沃

㊟「衍沃」は、平らで肥えた土地であるから、『周禮』のように、畫定して井田にしたのである。六尺（四方）を「步」といい、步百を「畝」といい、畝百を「夫」といい、九夫を「井」という。

㊟注の「衍沃　平美之地」については、疏に「賈逵云　下平曰衍　有漑曰沃」とあるのを參照。また、『國語』魯語下「沃土之民不材　逸也」の韋注に「沃　肥美也」とあるのを參照。

注の「如周禮制以爲井田」については、『周禮』小司徒に「乃經土地而井牧其田野」とあり、注に「鄭司農云井牧者　春秋傳所謂井衍沃牧隰皐者也」とあるのを參照。

注の「六尺爲步云云」については、疏に「六尺爲步以下皆司馬法之文」とある。なお、すぐ上にあげた『周禮』小司徒のつづきに「九夫爲井」とあり、注に「司馬法曰　六尺爲步　步百爲晦　晦百爲夫　夫三爲屋　屋三爲井」とあるのを參照。

なお、疏に「自度山林以下至此有九事　賈逵以爲賦稅差品　其注云　山林之地　九夫爲度　九度而當一井也　藪澤之地　九夫爲鳩　八鳩而當一井也　京陵之地　九夫爲辨　七辨而當一井也　淳鹵之地　九夫爲表　六表而當一井也　疆潦之地　九夫爲數　五數而當一井也　偃豬之地　九夫爲規　四規而當一井也　原防之地　九夫爲町　三町而當一井也　隰皐之地　九夫爲牧　二牧而當一井也　衍沃之地　畝百爲夫　九夫爲井」とある。この說については、『周禮』小司徒「乃經土地而井牧其田野」の注に「玄謂隰皐之地　九夫爲牧　二牧而當一井　今造都鄙授民田　有不易　有一易　有再易　通率二而當一　是之謂井牧」とあるのを參照。

傳量入脩賦

㊟九種の土地の出來高をはかって、それぞれの賦稅を定めたのである。

傳賦車籍馬

㊟「籍」とは、その毛色や年齢を登録して、軍の用に備えたのである。

㊟『會箋』に「疏　記注也」とあるのを參照。

㊟賦車兵

㊟「車兵」は、甲士である。

㊟徒兵

㊟歩卒である。

㊟僖公二十八年の傳文「徒兵千」の注に「徒兵　歩卒」とある。なお、その㊟を參照。なお、異説として、疏に「劉炫云　兵者戰器　車上甲士與歩卒　所執兵各異也」とある。

傳文の「卒」は、諸本に從って、「兵」に改める。なお、挍勘記を參照。

㊟甲楯之數

㊟武器が一定の數になるようにしたのである。

㊟既成　以授子木　禮也

㊟國を治める禮にかなっている、ということである。傳は、楚が興起したわけを言っているのである。

㊟十二月吳子諸樊伐楚　以報舟師之役

㊟「舟師」は、二十四年にある。

㊟二十四年の傳文に「夏楚子爲舟師以伐吳」とある。

㊟門于巢

㊟巢の門を攻めたのである。

㊟莊公十八年の傳文「遂門于楚」の注に「攻楚城門」とある。なお、その㊟を參照。

㊟巢牛臣曰　吳王勇而輕　若啓之　將親門

㊟「啓」は、門を開くということである。

㊟上の傳文「啓敝邑之心」の注に「啓　開也」とある。

㊟我獲射之　必殪

㊟「殪」は、死である〔『爾雅』釋詁〕。

㊟隱公九年の傳文「衷戎師　前後擊之　盡殪」等の注に、同文がみえる。

㊟是君也死　疆其少安　從之　吳子門焉　牛臣隱於短牆以射之　卒

㊟傳文の「疆」は、諸本に從って、「疆」に改める。

㊟楚子以滅舒鳩賞子木　辭曰　先大夫薦子之功也　以與薦掩

㊟往年、楚子が舒鳩を伐とうとしたとき、薦子馮が、師をひいて相手が叛くのを待つよう進言し、楚子はこれに從ったため、結局、舒鳩を獲得できた。だから、子木は賞を辭退して、その子に與えたのである。

㊟二十四年の傳文に「吳人爲楚舟師之役故　召舒鳩人　舒

鳩人叛楚　楚子師于荒浦　使沈尹壽與師祁犂讓之　舒鳩子敬逆二子　而告無之　且請受盟　二子復命　王欲伐之　薳子曰　不可　彼告不叛　且請受盟　而又伐之　伐無罪也　姑歸息民　以待其卒　卒而不貳　吾又何求　若猶叛我　無辭有庸　乃還」とあり、また、上の傳文に「舒鳩人卒叛」とある。なお、上の傳文「楚薳掩爲司馬」の注に「薳子馮之子」とある。

傳晉程鄭卒　子産始知然明

注前年に、然明が、程鄭は死ぬだろうと言い、今ここで、その言葉通りになったから、彼の人物を認めたのである。

附二十四年の傳文に「晉侯嬖程鄭　使佐下軍　鄭行人公孫揮如晉聘　程鄭問焉　曰　敢問降階何由　子羽不能對　歸以語然明　然明曰　是將死矣　不然　將亡　貴而知懼　懼而思降　乃得其階　下人而已　又何問焉　且夫既登而求降階者　知人也　不在程鄭　其有亡釁乎　不然　其有惑疾　將死而憂也」とある。

傳問爲政焉　對曰　視民如子　見不仁者　誅之如鷹鸇之逐鳥雀也　子産喜　以語子大叔　且曰　他日　吾見蔑之面而已

注「蔑」は、然明の名である。

附二十四年の傳文「子羽不能對　歸以語然明」の注に「然明　䨓蔑」とある。

傳今吾見其心矣　子大叔問政於子産　子産曰　政如農功　日夜思之　思其始而成其終　朝夕而行之　行無越思

注思い、その後で行なう。

附異說として、陸粲『左傳附注』に「言所行不越于所思也　故下云　如農之有畔」とある。

なお、諸本に從って、傳文の「夕而行之」の上に、「朝」の字を補う。

傳如農之有畔

注順序がある、ということである。

附異說として、『會箋』に「言其有界限而不敢踰越　卽上文行無越思之喩　杜云有次　不切」とある〔なお、これは、すぐ上の附にあげた陸粲說にもとづく〕。

傳其過鮮矣

傳衛獻公自夷儀使與甯喜言

注國にかえることを求めたのである。

附注の「舉」は、諸本に從って、「求」に改める。

傳甯喜許之　大叔文子聞之

注大叔儀である。

附十四年の傳文に「衛人使大叔儀對」とある。

傳曰　烏呼　詩所謂我躬不說　皇恤我後者　甯子可謂不恤

其後矣

(注)「皇」は、暇である。「詩」は、小雅（小弁）で、"わが身さえ容れられない状況なのに、どうして子孫のことまで心配する暇があろうか"ということである。（つまり）甯子が、必ずわが身に禍害を受け、子孫のことなど心配できない、ことをいう。

(附)鄭箋に「故自決云　我身尚不能自容　何暇乃憂我死之後也」とあるのを參照。ちなみに、邶風〈谷風〉にも同句がみえ、その毛傳に「閔　容也」とあり、鄭箋に「躬身　遑　暇　恤　憂也　我身尚不能自容　何暇憂我後所生子孫也」とある。

(傳)將可乎哉　殆必不可　君子之行　思其終也

(注)しまいまで全うさせることを考える。

(附)上の傳文に「思其始而成其終」とある。

(傳)思其復也

(注)くりかえし行なうことが出來るよう考える。

(傳)書曰　愼始而敬終　終以不困

(注)逸書である。

(附)莊公八年の傳文「夏書曰　皐陶邁種德」の注に「夏書逸書也」とある。なお、その(附)を參照。ちなみに、ここの文は、僞古文の〈蔡仲之命〉に拾われ、「愼厥初　惟厥終　終以不困」と改變されている。なお、『逸周書』常訓解に「愼微以始而敬終　乃不困」とある。

(傳)詩曰　夙夜匪解　以事一人

(注)「一人」とは、それによって君のことを喩えたのである。

(附)文公三年の傳文「夙夜匪解　以事一人　孟明有焉」の注に「詩　大雅　美仲山甫也　一人　天子也」とある。

(傳)今甯子視君不如弈棋

(注)「弈」は、圍棋である。

(附)『說文』に「弈　圍棊也」とあるのを參照。また、『方言』第五に「圍棊謂之弈　自關而東　齊魯之間　皆謂之弈」とあるのを參照。

(傳)其何以免乎　弈者舉棋不定　不勝其耦　而況置君而弗定乎　必不免矣　九世之卿族　一舉而滅之　可哀也哉

(注)甯氏は、衞の武公に出自し、喜までで九代である。

(傳)會于夷儀之歲　齊人城郟

(注)二十四年にある。單に「夷儀で會した（歲に）」と言わない（で、さらに「齊人が郟に城いた」と言っている）のは、二十五年の夷儀の會と區別するためである。

(附)二十四年に「公會晉侯宋公衞侯鄭伯曹伯莒子邾子滕子薛伯杞伯小邾子于夷儀」とあり、同年の傳に「齊人城郟」とある。また、二十五年に「公會晉侯宋公衞侯鄭伯曹伯莒子邾子滕子薛伯杞伯小邾子于夷儀」とある。

なお、傳文の「郊」は、諸本に従って、「郟」に改める。

傳其五月秦晉爲成　晉韓起如秦涖盟　秦伯車如晉涖盟

注「伯車」は、秦伯の弟の鍼である。

附二十六年の傳文に「春秦伯之弟鍼如晉脩成」とある。

傳成而不結

注堅固ではなかった、ということである。（この）傳は、後年（二十六年）の「脩成」のために本を起こしたものであるから、（通例として）前年（二十五年）の末につづけて置かれるはずなのに、特別にここ（二十六年の始め）に跳んでいるのは、傳寫の際にまちがえたのである。

附疏に「丘明作傳　使文勢相接　爲後年之事　而年前發端者多矣　文十年傳云　厥貉之會　麇子逃歸　十一年云　楚子伐麇　宣十一年傳云　厲之役　鄭伯逃歸　十二年而云　楚子圍鄭　皆傳在前卷之末　豫爲後卷之始　此爲後年修成　發其前成不結　其事與彼相類　不宜獨載卷首」とあり、また、「魏晉儀注　寫章表　別起行頭者　謂之跳出」とある。

なお、この注から、杜預の本では、ここの傳文が、二十六年の始めにあった、ことがわかる。